

日本ボーイスカウト 阪神さくら地区 西宮連合会

活動報告、収支報告、会計監査報告

2020年度 活動計画（案）、収支予算（案）

規約、役員名簿



2020年度 年次総会 次第 → 書面決議

1. 開催日 2020年4月18日（土）
2. 場所 西宮市役所 東館 大ホール
3. 総会次第

◎開会式

開会のことば
スカウトサイン

◎議 事

第1号議案	活動報告
第2号議案	収支報告及び会計監査報告
第3号議案	2020年度 活動計画(案)
第4号議案	2020年度 収支予算（案）

◎閉会式

連合会会長挨拶
スカウトサイン
閉会の言葉

第1号議案 活動報告

- ・西宮市をはじめとする各機関との関係を密にして、西宮地区におけるボーイスカウト活動の広報、普及に努めた。
- ・多くのボーイスカウト関係者により賛助を頂けた。
- ・阪神さくら地区のボーイスカウト活動に多くの支援が出来た。
- ・ボーイスカウト関係者以外の方へ浸透が出来ていない。今後は、ボーイスカウト運動の普及理解を広く一般の方へも図ることにより、多くの支援者を得たい。

第2号議案 収支報告及び会計監査報告

第3号議案 2020年度 活動計画(案)

- ・西宮市をはじめとする各機関との関係を更に密にして、西宮地区におけるボーイスカウト活動の広報に努める。
- ・また、阪神さくら地区が10周年を迎えるにあたり、さらに多くの支援を頂けるよう記念式典などを通じ、広報・普及活動を行う。
- ・阪神さくら地区のボーイスカウト活動の更なる充実に向け多くの財政支援が出来るよう努めていきたい。

第4号議案 2020年度 収支予算(案)

ボーイスカウト西宮連合会 2019年度収支報告

(単位:円)

勘定科目	予 算 A		実績予想 B		差 異 B-A	
	金 額	摘 要	金 額	摘 要		
前年度繰越金	592,023		592,023		0	
収 入 の 部	西宮市青少年育成事業補助金	100,000		50,000	-50,000	
	西宮市委託事業収入・ワイルド塾	300,000		226,650	-73,350	
	ワイルド塾参加費	80,000	500*40*2 +1,000*40	58,000	500*38 +1,000*39	-22,000
	連合会維持会員収入 / 夙川BS育成会	10,000		0		-10,000
	寄付金・甲子園ロータリークラブ	40,000		40,000		0
	寄付金・ライオンズクラブ	50,000		40,000	甲子園・甲山 戎・ホワイト	-10,000
	寄付金・その他	240,000		184,000		-56,000
	会費	25,000		92,000		67,000
						0
	雑収入・成人式にぎわい広場収益	7,000		0		-7,000
	受取利息	0		6		6
当期収入合計	852,000		690,656		-161,344	
収入合計	1,444,023		1,282,679		-161,344	
支 出 の 部	地区へ補助 事業費	300,000		300,000		0
	地区へ補助 事務所家賃負担金	100,000		100,000		0
	会費・西宮市人権同和教育協議会	2,000		0		-2,000
	会費・西宮を花と緑にする会	3,000		3,000		0
	会費・その他	0				0
	ワイルド塾経費	380,000		284,650		-95,350
	雑費・振込料他	0		5,548		5,548
当期支出合計	785,000		693,198		-91,802	
当期収支差額	67,000		-2,542		-69,542	
次年度繰越金	659,023		589,481		-69,542	
支出合計	1,444,023		1,282,679		-161,344	

2019年度 西宮連合会会計監査報告書

表記の件 下記の通り報告いたします。

1. 監査期日 2020年4月2日(木)
2. 監査場所 地区事務所
3. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日
4. 監査項目 (1)現金・預金について
(2)金銭出納帳の記入について
(3)領収証整理関係について
5. 監査状況 2020年3月31日現在の西宮連合会の会計保有金は、
金銭出納簿と照合し、下記の通り確認しました。

(イ)現金・預金

銀行普通預金	615,481
現金	なし
預り金残高	-26,000
残高合計	589,481

預り金 残高 内訳	西宮市青少年育成事業補助金	50,000円
	3/1みやっこワイルド塾教育委員会戻入	-73,350円
	3/1みやっこワイルド塾経費個人立替分	-2,650円
	預り金会計残高	-26,000円

(ロ)金銭出納簿の記入について

(ハ)領収書整理関係について

6. 総括意見 2019年度収支決算書を監査しましたところ関係会計諸帳簿は、
よく整理され、その執行状況も適正にされているものと認めます。

7. 会計監査立会者

喜多村財政委員長(阪神さくら地区)
赤松会計担当

監 事

瀬 山 宏

印影
省略

喜 田 浩 巳

印影
省略

ボーイスカウト西宮連合会 2020年度収支予算案

勘定科目	2020年度予算 A		2019年度 予算 B	A-B	
	予算金額	摘 要			
前年度繰越金	589,481		592,023	-2,542	
収入 の 部	西宮市青少年育成事業補助金	100,000	100,000	0	
	西宮市委託事業収入・ワイルド塾	300,000	300,000	0	
	ワイルド塾参加費	60,000	500*40*1 +1,000*40	80,000	-20,000
	連合会維持会員収入 / 夙川BS育成会	0		10,000	-10,000
	寄付金・甲子園ロータリークラブ	40,000		40,000	0
	寄付金・ライオンズクラブ	40,000	甲子園・甲山 戎・ホワイト	50,000	-10,000
	寄付金・地区設立10周年記念	100,000		0	100,000
	寄付金・その他	240,000		240,000	0
	会費	150,000		25,000	125,000
	雑収入・成人式にぎわい広場収益	0		7,000	-7,000
	受取利息	0		0	0
当期収入合計	1,030,000		852,000	178,000	
収入合計	1,619,481		1,444,023	175,458	
支出 の 部	地区へ補助 事業費	300,000	300,000	0	
	地区へ補助 事務所家賃負担金	100,000	100,000	0	
	会費・西宮市人権同和教育協議会	2,000	2,000	0	
	会費・西宮を花と緑にする会	3,000	3,000	0	
	会費・その他	0	0	0	
	ワイルド塾経費	360,000	380,000	-20,000	
	雑費・振込料他	0	0	0	
当期支出合計	765,000		785,000	-20,000	
当期収支差額	265,000		67,000	198,000	
次年度繰越金	854,481		659,023	195,458	
支出合計	1,619,481		1,444,023	175,458	

日本ボーイスカウト阪神さくら地区西宮連合会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、日本ボーイスカウト阪神さくら地区西宮連合会(以下、「本会」という)と称する。
- 第2条 本会の事務所は、日本ボーイスカウト阪神さくら地区協議会事務所内に置く。
- 第3条 本会は、ボーイスカウト運動の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、目的を達成する為に次の事業を行う。
(1) ボーイスカウト運動の普及、広報に関する事。
(2) ボーイスカウト活動の支持援助に関する事。
(3) 日本ボーイスカウト阪神さくら地区協議会の財政支援に関する事。
(4) その他、ボーイスカウト運動に関する事。

第 2 章 組 織

- 第5条 本会の会員は、ボーイスカウト運動に賛同する者及び団体を会員とし、又総会で必要と認めた者を名誉会員とする事が出来る。
- 第6条 本会の会費は、年一口 1,000円とし、会員は下記の会費を納入する。
(1)個人会員 : 年一口以上
(2)法人・団体会員 : 年十口以上
(3)名誉会員 : 年一口以上 (本会に特別な寄与のあった者)
- 第7条 本会に次の機関を置く。
(1)総会
(2)理事会
- 第8条 本会の会議は、総会(定期総会、臨時総会)及び理事会とし、その開催及び議事は次の通りとする。
(1)定期総会は、毎年4月に開催する。但し、会長は理事会が必要と認めた時には、随時臨時総会を開催することが出来る。
(2)総会は、次の事項を決定する。
①予算及び決算
②規約の改変
③理事及び監事の選任
④その他第4条の目的を達成する為に必要と認める事項
(3)理事会は、必要に応じ開催する。
(4)理事会は、次の事項を決定する。
①事業計画
②総会に附議する事項
③その他、本会を運営する為に必要と認める事項
- 第9条 本会の総会並びに理事会は会長が招集し、その議長となるか議長を指名できる。

第10条 本会の会議は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決する。

第 3 章 役 員

第11条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名 (会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名

第12条 本会の役員を選任及びその職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、理事の内から総会において選任する。会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、総会の同意を得て会長が指名する。副会長は、会長を補佐し会長が多忙又は事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会員の内から総会において選任する。理事は、理事会を組織してこの規約に定める事項を決定し、会務に参画する。
- (4) 監事は、会員の内から総会において選任する。監事は、会計会務を監査する。

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第14条 本会は総会の同意を得て、顧問、参与を置くことができる。

第 4 章 会 計

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 5 章 雑 則

第17条 本会の運営上、必要ある時は、会長は理事会の決議を経て、運用規則を定める事が出来る。

第18条 本会の規約改廃は、総会の決定による。

附則

1. 本規約は、平成31年4月20日から施行する。

<2019、2020 年度 役員>

(会 長) 高島 康朗

(副会長) 青木 教至

(理 事) 山本 浩介、藤田 智之、中島 靖浩、宮本 知子

(監 事) 瀬山 宏、喜田 浩巳

(顧 問) 川勝 賢一、山田 明良

(事務局) 事務局長 黒野 実

事務局員 寄田 一美、内田 久恵、喜多村 憲一